# 東洋大学国際観光学部紀要 編集規程

平成29年4月1日施行令和4年4月1日改正

#### (目的)

第1条 東洋大学国際観光学部紀要『国際観光学研究』(以下「紀要」という)は、国際観光学部の教育と研究を促進し、教員の研究成果発表の場として、さらに「国際観光学」のディシプリン形成とその発展に寄与することを目的とし、関連の論文、研究ノート、書評、研究展望等を掲載発表する。

#### (投稿資格)

- 第2条 「紀要」に投稿できる者は、次のとおりとする。
- (1) 国際観光学部の専任教員
- (2) 国際観光学部の非常勤講師
- (3) その他「紀要」編集委員会が適当と認めた者

## (申込・締切)

- 第3条 執筆申込みと締切期限は、年1回発行の場合は次の各号のとおりとし、年2回発行の場合は、その都度別に定める。
- (1) 執筆計画を把握するため、別に定める「紀要執筆計画アンケート」を7月末日までに集める。
- (2) 原稿提出は、12月1日までとする。
- (3) 上記(1)、(2) の提出先は、「紀要」編集委員会とする。

#### (原稿の種類)

第4条 この「紀要」に投稿できる原稿の種類は、次のとおりとする。

	種	類		内容
查	読	論	文	オリジナルな研究成果をまとめたもの(査読付)
論			文	オリジナルな研究成果をまとめたもの
研	究	/ —	٢	研究の中間報告、覚書および新しい研究方法についての報告、翻訳
書			評	書籍、文献の批評、紹介
研	究	展	望	それぞれの研究分野の成果をまとめたもの、研究動向を展望したもの
学	部活	動記	録	当該年度の学部活動を報告する内容のもの

## (執筆要領)

第5条 原稿の執筆にあたっては、別に定める「紀要」執筆要領と「査読」要領による。

## (補筆と修正)

第6条 「紀要」編集委員会は、必要に応じて、著者に補筆や修正を求めることができる。

#### (原稿の返却)

第7条 投稿された原稿は、著者に返却する。

# (抜刷り)

第8条 著者には抜刷りを50部配布する。

# (配布先)

第9条 「紀要」の配布先は、国立国会図書館とする。その他機関等により配布要望を受けた際は、 編集委員会で審議のうえ、送付の可否を決定する。

# (原稿料等)

第10条 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。査読者に対する査読料については別に定める。

## (改正)

第11条 本規程の改正は、教授会の承認を得るものとする。